



# 宮崎県公報

平成19年12月3日(月曜日) 第1936号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 規則

○児童手当の支給に係る事務の委託に関する規則の一部を改正する規則……………(行政経営課) 1

### 告示

○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正……………(財政課) 1

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1

頁

- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(国保・援護課) 2
  - 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の休止……………( " ) 2
  - 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2
  - 臨港地区の区域の案の縦覧……………(港湾課) 3
  - 海岸保全区域の指定……………( " ) 3
- ### 公 告
- クリーニング師試験の実施……………(衛生管理課) 3
  - 保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 4

## 規 則

児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月三日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第七十九号

#### 児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則(昭和四十六年宮崎県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「職員」の下に「(ただし、教育長、教育次長及び県教育庁組織規則(昭和五十年教育委員会規則第四号)第一条に規定する課及び室の職員を除く。)」を加え、同表中三の項から五の項までを削り、六の項を三の項とし、七の項及び八の項を削り、九の項を四の項とし、十の項を五の項とし、同項の次に次のように加える。

六 病院局の職員	病院局長
----------	------

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第九百五十二号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示(平成十六年宮崎県告示第二十一号)の一部を次のように改正し、この告示は平成十九年十月一日から適用する。

平成十九年十二月三日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 収納代理金融機関の表中

日本郵政公社	福岡貯金事務センター	県の公金の収納事務(県税及び宮崎県母子寡婦福祉資
--------	------------	--------------------------

宮崎中央郵便局	金特別会計に係る貸付金の償還金の自動払込みの方法による収納に限る。
---------	-----------------------------------

を

株式会社ゆうちょ銀行	九州内(沖縄県を除く。)で業務を営むすべての店舗及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理業に係る業務の委託契約を締結した郵便局株式会社の営業所(郵便局株式会社)が業務を再委託した者の施設を含む。(以下「郵便局」という。))。ただし、県民税利子割の特別徴収に係る窓口収納については、日本国内で業務を営むすべての店舗及び郵便局	県の公金の収納事務(県税及び宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計に係る貸付金の償還金の収納並びに県営住宅家賃及び県営住宅駐車場使用料の自動払込みの方法による収納に限る。)
------------	--	--

に改める。

### 宮崎県告示第 953号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年12月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人大淀福祉 会	宮崎県都城 市上長飯町 2687番地 1	ショートの ステイわかば	宮崎県都城 市上長飯町 2687番地 1	平成19年 10月 1 日
大橋剛	宮崎県都城 市庄内町79 81- 5	大橋クリニ ック	宮崎県都城 市庄内町79 81- 5	平成19年 7 月17日
社会福祉法 人莞爾会	宮崎県都城 市高野町29 00番地	デイサービ スセンター 長遊園	宮崎県都城 市蔵原町12 - 3	平成19年 11月 1 日
合同会社な ごみサービ ス	宮崎県日南 市大字西弁 分 138番地	デイサービ ス和	宮崎県日南 市大字西弁 分 137番地	平成19年 11月 1 日
特定非営利 活動法人よ りあいの会	宮崎県日向 市大字平岩 8624番地 1	よりあいサ ロン	宮崎県日向 市大字日知 屋 14856番 地13	平成19年 10月 1 日

宮崎県告示第 954号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社富 士	宮崎県延岡 市北方町角 田丑1369番 地90	居宅介護支 援事業所き たかた	宮崎県延岡 市北方町角 田丑1369番 地90	平成19年 9 月 1 日
医療法人社 団明和会	宮崎県日向 市大字財光 寺 160番地	甲斐外科居 宅介護支援 事業所	宮崎県日向 市大字財光 寺 160番地	平成19年 11月 1 日
社会福祉法 人良純会	宮崎県日向 市大字日知 屋字深溝 6 22番 116	ひむか居宅 介護支援セ ンター	宮崎県日向 市大字日知 屋字櫛ノ山 1382番地20	平成19年 7 月 3 日

宮崎県告示第 955号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支

援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人石井記念 友愛社	宮崎県児湯 郡木城町大 字椎木 644 番 1	じゅうじの 家居宅介護 支援事業所	宮崎県児湯 郡高鍋町大 字北高鍋12 58番地 1	平成19年 10月31日

宮崎県告示第 956号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	所 尾 野	I - 1 - 1791	急傾斜地の崩壊
	板 屋	I - 1 - 1820	急傾斜地の崩壊
	稗 の 上 1	II - 1 - 8177	急傾斜地の崩壊
	中 山 1	II - 1 - 8178	急傾斜地の崩壊
	中 山 2	II - 1 - 8180	急傾斜地の崩壊
	城屋敷川 2	11- 441- 1 - 013	土 石 流
	小谷内川 1	11- 441- 1 - 016	土 石 流
日之影町	上 顔	I - 1 - 1963	急傾斜地の崩壊
	下 顔 3	II - 1 - 8314	急傾斜地の崩壊
	八 戸 上	I - 1 - 1977	急傾斜地の崩壊
	八 戸 1	I - 1 - 1978	急傾斜地の崩壊
	八 戸 2	I - 1 - 1979	急傾斜地の崩壊
	八 戸 上 1	I - 1 - 3763	急傾斜地の崩壊
	八 戸 小	I - 1 - 3780	急傾斜地の崩壊
	長 谷 川	11- 442- 1 - 013	土 石 流
	神影上川	11- 442- 3 - 901	土 石 流
	田 吹	43- 6	地 す べり
五ヶ瀬町	竹 の 平	43- 7	地 す べり
	下 小 原	43- 8	地 す べり
	貫 原	I - 1 - 2018	急傾斜地の崩壊
貫 陣	久 保	I - 1 - 2022	急傾斜地の崩壊
	中 山	II - 1 - 2021	急傾斜地の崩壊
	下 赤	II - 1 - 2282	急傾斜地の崩壊
	興 地	I - 1 - 2283	急傾斜地の崩壊
	北 の 迫	II - 1 - 2023	急傾斜地の崩壊
	下 赤 1	II - 1 - 8376	急傾斜地の崩壊
		II - 1 - 8392	急傾斜地の崩壊

半蔵谷川 越次	11-443-1-901 44-2-2	土石流 地すべり
------------	------------------------	-------------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備えおいて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 957号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第38条第 1 項の規定により臨港地区を定めたいので、同条第 3 項の規定により、当該臨港地区の区域の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 臨港地区の区域の案  
宮崎県南郷町大字中村字荒平乙、字小浜乙及び字外浦崎乙の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所  
宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県油津港湾事務所
- 3 縦覧期間  
平成19年12月 3 日から平成19年12月17日まで

#### 宮崎県告示第 958号

海岸法(昭和31年法律第 101号)第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び中部港湾事務所において一般の縦覧に供する。

なお、平成 5 年宮崎県告示第 314号で指定した宮崎県日向灘沿岸宮崎港海岸北地区海岸保全区域は、廃止する。

平成19年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 名称  
宮崎県日向灘沿岸宮崎港海岸北地区海岸保全区域
- 2 区域
  - (1)
    - ア 基点 1 から基点 3 までを順次に結んだ線、基点 1 と補助点 1 を結んだ線、補助点 1 と補助点 2 を結んだ線及び基点 3 と補助点 2 を結んだ線によって囲まれた区域
    - イ 基点 4 から基点 11 までを順次に結んだ線、基点 4 と補助点 3 を結んだ線、補助点 3 と補助点 4 を結んだ線及び基点 11 と補助点 4 を結んだ線によって囲まれた区域
  - (2) 基点及び補助点の位置の表示

基点及び補助点	基 点 及 び 補 助 点 の 位 置
基点 1	宮崎市檉村水神松三角点(北緯31° 54' 27" 東経 131° 27' 23") から32° 52' 19" の方向へ距離 1,408.9330mの点
基点 2	基点 1 から 9° 47' 81" の方向へ距離265.4522mの点
基点 3	基点 2 から11° 33' 94" の方向へ距離313.1962mの点
基点 4	宮崎市檉村水神松三角点(北緯31° 54' 27" 東経 131° 27' 23") から23° 19' 18" の方向へ距離 2,437.5981mの点
基点 5	基点 4 から11° 33' 37" の方向へ距離143.5835mの点

基点 6	基点 5 から 8° 42' 54" の方向へ距離213.3649mの点
基点 7	基点 6 から25° 51' 69" の方向へ距離137.6494mの点
基点 8	基点 7 から10° 40' 36" の方向へ距離124.0363mの点
基点 9	基点 8 から10° 16' 43" の方向へ距離149.2759mの点
基点 10	基点 9 から13° 89' 27" の方向へ距離550.2063mの点
基点 11	基点 10 から12° 70' 27" の方向へ距離317.4885mの点
補助点 1	基点 1 から98° 88' 90" の方向へ距離216.2081mの点
補助点 2	補助点 1 から 9° 34' 10" の方向へ距離568.7384mの点
補助点 3	基点 4 から 101° 58' 09" の方向へ距離606.8000mの点
補助点 4	基点 11 から 113° 75' 02" の方向へ距離554.1433mの点

## 公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第 207号)第 7 条第 1 項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成19年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の期日  
平成20年 2 月13日(水曜日)
- 2 試験の場所及び時間
  - (1) 学科試験
    - ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ
    - イ 時間 午前10時30分から正午まで
  - (2) 実地試験
    - ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ
    - イ 時間 午後 1 時から午後 5 時まで
- 3 試験科目
  - (1) 学科試験
    - ア 公衆衛生及び衛生法規に関する知識
    - イ 洗濯物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験  
洗濯物の処理に関する技能
- 4 受験資格  
学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第 154号)附則第 5 項の規定により、学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。)
- 5 受験手続  
試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙をはり、次に掲げる書類を添えて住所地を管轄する保健所(宮崎市居住者は県中央保健所とする。以下同じ。)の長(県外居住者には、宮崎県内の保健所の長)を経由して提出すること。

- (1) 履歴書(学歴を詳細に記入すること。)
  - (2) 受験資格があることを証する書類(卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し)
  - (3) 写真(出願前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦5センチメートル、横4センチメートルのもの)
- 6 受験願書の受付期間  
平成20年1月4日(金曜日)から1月17日(木曜日)まで  
受付時間午前8時30分から午後5時まで  
ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除く。  
(郵送による提出の場合は受付期間内に必着のこと)
- 7 その他
- (1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。
  - (2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。
  - (3) 合格者の発表は、平成20年3月12日(水曜日)午前9時から願書提出先の保健所において行う。
  - (4) 受験手続その他については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985(26)7077)に問い合わせること。  
なお、文書による照会は、必ず返信用切手を同封すること。

保安林の平成19年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成19年12月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

川内川上流干害	干害防備保安林	6.52
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	925.07
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	138.91
大淀川本流防風	防風保安林	0.64
大淀川本流干害	干害防備保安林	8.09
大淀川本流保健	保健保安林	5.26
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,488.40
本庄川土流	土砂流出防備保安林	7.05
本庄川防風	防風保安林	0.10
本庄川干害	干害防備保安林	2.70
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	911.45
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	49.83
広渡川水かん	水源かん養保安林	518.51
広渡川土流	土砂流出防備保安林	157.95
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.18
福島川水かん	水源かん養保安林	339.29
福島川土流	土砂流出防備保安林	9.38
福島川干害	干害防備保安林	3.02

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	415.40
北川土流	土砂流出防備保安林	78.82
北川干害	干害防備保安林	1.46
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,010.96
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	102.00
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	7.04
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.44
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	974.81
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	25.36
五十鈴川干害	干害防備保安林	19.69
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,831.58
耳川土流	土砂流出防備保安林	85.18
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	233.36
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	42.44
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,342.04
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	91.21
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	3.98
一ツ瀬川保健	保健保安林	0.38
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	911.88
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.90
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.33
小丸川下流保健	保健保安林	0.22
川内川上流水かん	水源かん養保安林	520.45
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	60.65
川内川上流防風	防風保安林	0.40